

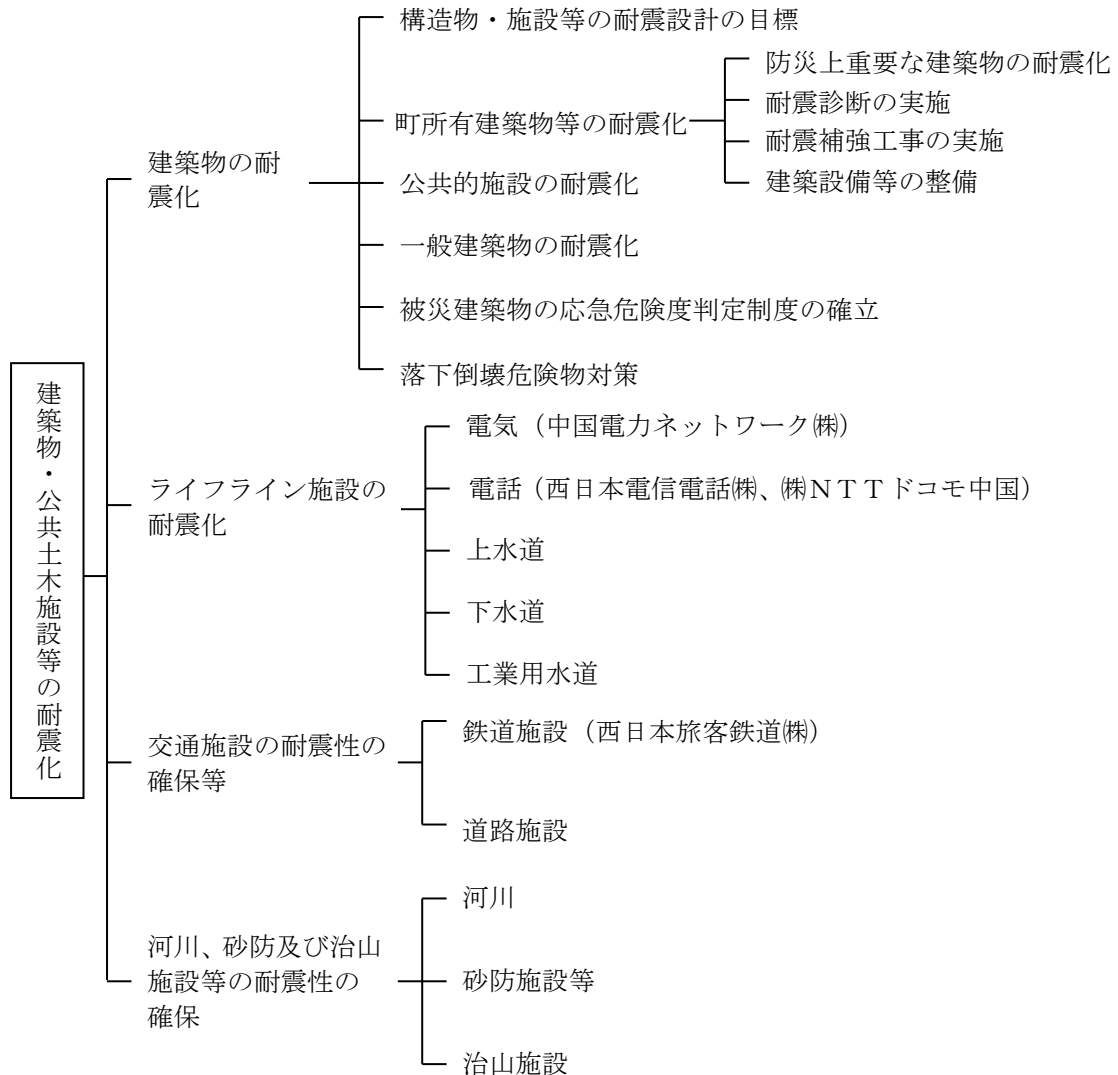
## 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

### 基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道等の輸送施設、上下水道、電力、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設毎に耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画（以下「耐震改修促進計画」という。）及び山口県公安施設耐震化基本計画（以下「耐震化基本計画」という。）等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震化促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に務める。



## 第1節 建築物の耐震化

### 第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
  - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
  - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

### 第2項 町所有建築物等の耐震化

#### 1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

- (1) 災害対策本部組織が設置される施設（町庁舎）
- (2) 医療救護活動施設（保健相談センター等）
- (3) 避難収容施設（学校、集会所、公民館等）
- (4) 社会福祉施設等（老人福祉施設等）
- (5) 不特定多数の者が利用する施設（学校、コミュニティセンター等）

#### 2 耐震補強工事の実施

耐震化基本計画の優先度に基づき、各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

#### 3 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（耐震性貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

### 第3項 公共的施設の耐震化

町は、防災上重要な建築物及びその他の町有建築物について、計画的に耐震診断を実施し、県の耐震化対策に準じて町所有建築物等の耐震性の確保についての対策を講じ、町は、県より必要な情報提供・助言・指導を受ける。

### 第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないことから、耐震改修促進計画に基づき、町民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震改修促進法に規定する要緊急安全確認大規模建築物をはじめとする特定既存耐震不適格建物の所有者に対しては、耐震診断の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

### 第5項 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

町は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険

度判定制度を確立する。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度に関する普及、啓発
- 2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- 3 県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

#### 第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

町は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板・広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

#### 第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、電話及び上下水道等のライフライン施設が被災した場合、町民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

町は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

## 第1項 電気（中国電力ネットワーク㈱）

### 1 送電設備

架空電線路・・・地震力の影響は、風荷量に比べて小さいので、これにより設計する。

地中電線路・・・軟弱地盤個所の洞道、大型のケーブルヘッド、油槽台等並びにマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

### 2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

### 3 配電設備

架空電線路・・・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路・・・地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいのでこれにより設計する。

### 4 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

## 第2項 電話（西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ中国）

システムとしての信頼性向上

1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。

2 冗長化による信頼性向上として、交換機の分散、伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、中継線のループ化を推進する。

## 第3項 上水道

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・緊急を要する弱点対策に努めること。
- ・重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

## 第4項 下水道

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・下水道施設の構造面での対策
- ・下水道システム面での対策
- ・体制面での対策

を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

## 第5項 工業用水道

工業用水道の建設、改良に当たっては、受水者の理解と協力を得ながら耐震性を考慮した施設整備を図るとともに、工業用水道事業の運営に当たっては、地震等大規模な災害を想定した緊急時対応の体制についての充実強化を図るものとする。

### 第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、町民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

#### 第1項 鉄道施設（西日本旅客鉄道株）

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

##### 1 橋梁及び高架橋の整備

橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落下防止工事等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

##### 2 その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

#### 第2項 道路施設

国道、県道、市町道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように耐震点検を実施し、補強等を推進する。

##### 1 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

##### 2 橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

##### 3 トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補修工事等を実施し、耐震強化を図る。

### 第4節 河川、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

#### 第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

#### 第2項 砂防施設等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

#### 第3項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。